

## 「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

・意見募集の際に寄せられた御意見・御質問に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

通番	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>(質問)</p> <p>「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見について</p> <p>①【別紙】改正項目一覧の3項番目の理由について、既存の床や壁を覆う商品は第27類に属する旨の説明がありますが、「既存の床や壁」の定義はどのように考えたら良いのか？</p> <p>例えば、第27類にあるラグやマットは、既存の床に覆う商品と言えますが、「じゅうたん」は必ずしも既存の床を覆う商品とは言えないと考えております。広辞苑に「じゅうたん＝カーペット」とあり、新築のマンションやオフィスにはカーペットの一種類であるタイルカーペット（カーペットタイル）が施工されています。ホテルであればカーペットの一種類であるロールカーペットが施工されています。施工後の引渡しの状態が既存の床や壁ということであれば、施工されているカーペットは既存の床や壁を覆う商品とは言えないと考えます。</p> <p>②上記のことを踏まえると、第27類の「床カバー材」という表現は、既存の床に施工するリフォーム商材に限られるのか？            (弊社商品：LAYフローリング)<a href="https://www.toli.co.jp/product_floor/layf/product.html">https://www.toli.co.jp/product_floor/layf/product.html</a>            (弊社商品：タフテックタイル)<a href="https://www.toli.co.jp/product_floor/toughtectile/technology/">https://www.toli.co.jp/product_floor/toughtectile/technology/</a>            上記どちらも既存の床に貼れる商品ではありますが、タフテックタイルに関しては、重ね貼りができるといっただけで、必ずしも既存の床に貼るとは限らない商品になります。リフォーム商材ということではなく、納品される現場によって異なります。そういった場合でも、第19類と第27類の2区分が必要になるのか？</p> <p>③過去の審査において、第19類では「プラスチック製床仕上げ材」の表現が認められています。            既存の床や壁を覆う商品も含めて業界では「床仕上げ材」や「内装仕上げ材」と表現されているので、「床カバー材」の表現は実際と異なることになりませんが、どう考えたら良いのか？            例えば下記商品は、安全にプレーがしやすく会場を華やかにみせるための体育館の床に、裏面が吸着タイプの塩ビシートを敷設しており、バレーボール専用の床仕上げ材になります。            (弊社商品：コネクトマット) <a href="https://www.toli.co.jp/manufacturing/technology08.html">https://www.toli.co.jp/manufacturing/technology08.html</a></p> <p>④【別紙】改正項目一覧の3項番目に記載の「リリウム製建築専用材料」の削除について、理由にある「リリウム製の既存の床や壁を覆う商品は“床敷物”等を主とする第27類に属するといえ・・・」とありますが、「リリウム製」であっても既存の床や壁を覆わず、第19類と同様の床材であれば、第19類のままであるのか？それとも「リリウム製」のものは全て第27類となるのか？</p> <p>(上記意見について)</p> <p>今回のリリウム製品の第27類への移行について、リリウムは床材に用いる素材の1つで、現在主流である塩ビ床材に対して非塩ビ床材であり、主に床へ施工するシートやタイルと言った内装材または内装仕上げ材という認識のため、リリウムという素材だけを特別視することは不可解であります。そのためリリウム製床材と塩ビ床材は同じ第19類ではないかと考えております。</p> <p>またリリウム製だけでなく、既存の床や壁を覆う商品＝第27類としてしまうと、日本での元々の敷物の概念が変わってくるのではないかと思います。今回の変更はマドプロ出願時にリリウムの指定商品が拒絶に合うことが原因で、団体からの要望と聞いております。元々外国では土足文化のため、floor coverings(敷物)の概念が違うことが根底にあるのではと考えております。ただ業界全体としても日本国内において、従来の商標登録を変更せざる得ない事態となるため、既存の床や壁を覆う商品として「床カバー材」という表現の追記の採用、また類似商品・役務審査基準にある「その他の既存床を覆う材料」、注釈として「主として建設済みの床及び壁を覆うために付加される商品を含む」といった表記の採用は、非常に混乱を招くと考えられますので、避けていただきたく思います。「リリウム製」のものを第27類へ移行で、類似群で対応する形式のみで良いのではないかと思います。</p> <p>上記の質問にあるように、カーペットが必ずしも既存の床を覆う商品ではないこと、またリリウム製品も同様であり、また業界内での表現である「内装仕上げ材・床仕上げ材」や第19類で認められている「プラスチック製床仕上げ材」という表現があることから考えると、第27類を既存の床や壁を覆う商品と位置付けるのは整合性が取れないと考えられますので、ご再考いただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>頂いた御質問について以下のとおり回答いたします。</p> <p>御質問①につきまして、WIPOが公開している国際分類に関するウェブサイト（NCLPUB <a href="https://nclpub.wipo.int/enfr/">https://nclpub.wipo.int/enfr/</a>）によりますと、第27類の解釈として以下の記載があります。</p> <p>Class 27 is the class for floor coverings and wallpaper. Perhaps the most important wording in the Class Heading is "materials for covering existing floors". This is the language that differentiates items in Class 27 from certain building materials used in the construction of floors that are in Cl. 19, for example, parquet flooring, and also goods such as floor tiles which are classified by material in Cl. 6 or Cl. 19. There are very few exceptions to this broad category. As expressed in the Explanatory Note, the coverings in Class 27 are intended to be added as furnishings to previously constructed floors and walls.</p> <p>(仮訳) 27類は床を覆うものと壁紙の類です。おそらく類見出しの中で最も重要な文言は、「“既存の”床を覆う材料」でしょう。これは、27類に属する商品と、19類に属する床の建設に使用される特定の建築材料、例えば寄木細工の床材、また、材質によって6類又は19類に分類される床タイルのような商品とを区別する文言です。この大まかなカテゴリーに例外はほとんどありません。注釈に示されているように、27類のカバー材は、既に構築された床や壁に備え付ける（取り付ける）ものとして追加されることを意図しています。</p> <p>タイルカーペットやロールカーペットにつきましては、上記WIPOの第27類の解釈において、「既に構築された床や壁に備え付ける（取り付ける）もの」と説明されている「“既存の”床を覆う材料」と考えられ、我が国におきましても、2025年の出願より、これらの商品を第27類の「“既存の”床を覆う材料」として取り扱う運用となります。</p> <p>御質問②につきましても、例示していただいた商品は、いずれも第27類の「“既存の”床を覆う材料」と考えられます。</p> <p>御質問③につきましては、「床カバー材」は国際分類に従い第27類に属する商品となります。例示していただいた商品は、「“既存の”床を覆う材料」として「床カバー材」の範ちゅうに含まれるものであって、2025年の出願より第27類に属する商品として取り扱う運用となります。</p> <p>御質問④につきましては、今般のニース同盟専門家委員会において確認された内容に従い、我が国において第19類で採択されていたリリウム製の商品は全て第27類において採択されることとなります。</p> <p>なお、これらの商品につきましては、過去に第19類において登録されている同様の指定商品と類似するものとして取り扱う運用となります。</p> <p>以上のとおり、本省令は、国際的に確認された整理に従って国際分類の商品及び役務の例示を改めるものであり、上記の運用とさせていただきます。</p>